

平成28年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

I 暴力行為について

○ 暴力行為の発生件数

本県の発生件数は1,837件、1,000人あたりの発生件数は3.4件であり、全国平均4.7件を下回っている。発生件数は全体として、平成21年度から8年連続で減少しているが、小学校の発生件数が前年に比べて31.7%増加している。

- ・小学校： 698件 [1,000人あたりの発生件数 2.4件 (全国 3.5件)]
- ・中学校： 927件 [1,000人あたりの発生件数 6.6件 (全国 9.2件)]
- ・高等学校： 212件 [1,000人あたりの発生件数 1.9件 (全国 1.9件)]

○ 暴力行為の「学校の管理下」・「学校の管理下以外」の発生状況

- ・「学校の管理下」が1,673件 (91.1%) であり、「学校の管理下以外」は164件 (8.9%) となっている。

○ 暴力行為の内訳

- ・「生徒間暴力」(72.2%) が最も多く、次いで「対教師暴力」(14.8%)、「器物損壊」(11.5%)、「対人暴力」(1.5%) の順になっている。

○ 今後の対応

- ・教科指導をはじめ、あらゆる場面を通して、児童生徒が自他の個性を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする学級、学校づくりの推進と充実を図る。
- ・スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーと連携して校内相談体制の充実を図るとともに、教職員のカウンセリングマインド等を高め、教職員の対応能力の向上を図る。
- ・学校における生徒指導体制を充実させるとともに、学校だけでは解決困難な事案に対しては、学校支援チームや高等学校問題解決サポートチームにより、専門的、多面的な支援を行う。
- ・児童生徒や保護者との信頼関係を基盤に、警察等関係機関との行動連携を一層充実させる。
- ・小学校においては、生徒指導体制のさらなる充実を図る。

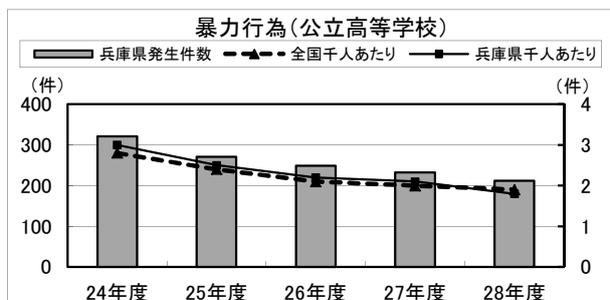
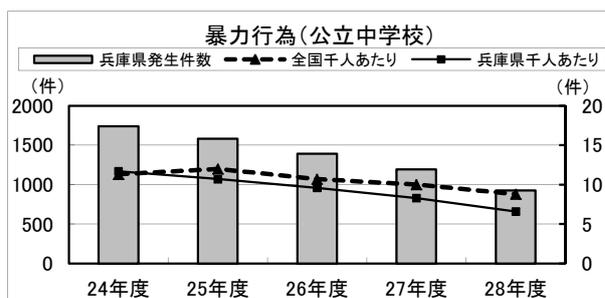
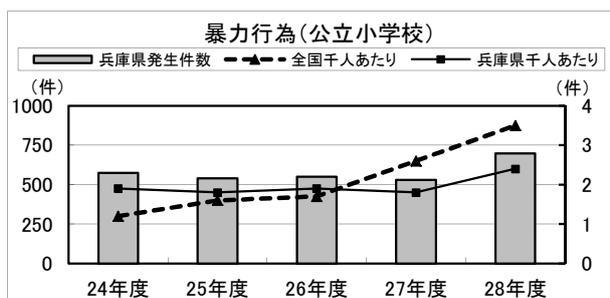
○ 暴力行為の定義

「暴力行為」を「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」として調査。

なお、本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

1 暴力行為の発生件数

学校種	全国			兵庫県		
	発生件数	1,000人あたり(件)	前年度比	発生件数	1,000人あたり(件)	前年度比
小学校	22,246	3.5	1.32	698	2.4	1.32
中学校	28,908	9.2	0.91	927	6.6	0.78
高等学校	4,497	1.9	0.98	212	1.9	0.91
計	55,651	4.7	1.04	1,837	3.4	0.94



区分		H24	H25	H26	H27	H28
公立 小学校	兵庫県発生件数	575	539	550	530	698
	兵庫県千人あたり	1.9	1.8	1.9	1.8	2.4
	全国千人あたり	1.2	1.6	1.7	2.6	3.5
公立 中学校	兵庫県発生件数	1,740	1,580	1,393	1,193	927
	兵庫県千人あたり	11.7	10.7	9.6	8.3	6.6
	全国千人あたり	11.3	12.0	10.7	10.0	9.2
公立 高等学校	兵庫県発生件数	321	271	249	232	212
	兵庫県千人あたり	3.0	2.5	2.2	2.1	1.9
	全国千人あたり	2.8	2.4	2.1	2.0	1.9

2 暴力行為の「学校の管理下」・「学校の管理下以外」の発生状況

(1) 学校の管理下

学校種	全国				兵庫県			
	発生学校数(校)	発生学校数の割合	発生件数	前年度比	発生学校数(校)	発生学校数の割合	発生件数	前年度比
小学校	3,993	19.9%	21,019	1.34	187	24.6%	612	1.22
中学校	4,331	45.1%	27,473	0.91	167	48.4%	866	0.78
高等学校	1,667	46.0%	4,128	0.98	80	51.0%	195	0.92
計	9,991	30.0%	52,620	1.05	434	34.4%	1,673	0.92

(2) 学校の管理下以外

学校種	全国				兵庫県			
	発生学校数(校)	発生学校数の割合	発生件数	前年度比	発生学校数(校)	発生学校数の割合	発生件数	前年度比
小学校	773	3.9%	1,227	1.02	61	8.0%	86	2.97
中学校	957	10.0%	1,435	0.81	49	14.2%	61	0.72
高等学校	282	7.8%	369	0.93	13	8.3%	17	0.85
計	2,012	6.0%	3,031	0.90	123	9.8%	164	1.22

3 暴力行為の内訳

(形態別構成比については、小数第2位を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある)

(1) 全体

区 分	全国			兵庫県		
	発生件数	前年度比	形態別 構成比	発生件数	前年度比	形態別 構成比
対教師暴力	7,851	0.98	14.1%	272	0.87	14.8%
生徒間暴力	36,671	1.09	65.9%	1,326	0.94	72.2%
対人暴力	1,239	0.97	2.2%	27	0.73	1.5%
器物損壊	9,890	0.94	17.8%	212	1.10	11.5%
計	55,651			1,837		

(2) 小学校

区 分	全国			兵庫県		
	発生件数	前年度比	形態別 構成比	発生件数	前年度比	形態別 構成比
対教師暴力	3,588	1.23	16.1%	119	1.18	17.0%
生徒間暴力	15,335	1.37	68.9%	519	1.32	74.4%
対人暴力	313	0.99	1.4%	7	2.33	1.0%
器物損壊	3,010	1.23	13.5%	53	1.56	7.6%
計	22,246			698		

(3) 中学校

区 分	全国			兵庫県		
	発生件数	前年度比	形態別 構成比	発生件数	前年度比	形態別 構成比
対教師暴力	3,866	0.81	13.4%	133	0.68	14.3%
生徒間暴力	18,400	0.96	63.7%	644	0.76	69.5%
対人暴力	764	0.97	2.6%	15	0.75	1.6%
器物損壊	5,878	0.82	20.3%	135	1.02	14.6%
計	28,908			927		

(4) 高等学校

区 分	全国			兵庫県		
	発生件数	前年度比	形態別 構成比	発生件数	前年度比	形態別 構成比
対教師暴力	397	1.03	8.8%	20	1.25	9.4%
生徒間暴力	2,936	0.93	65.3%	163	0.93	76.9%
対人暴力	162	0.90	3.6%	5	0.36	2.4%
器物損壊	1,002	1.14	22.3%	24	0.92	11.3%
計	4,497			212		

II いじめについて

○ いじめの認知件数の状況

本県のいじめの認知件数は、些細ないじめも見逃さないよう教員が児童生徒をきめ細かく見守ったりするなど、いじめを積極的に認知するよう各校を指導したことから、9,415件で前年度比1.47倍となっており、千人あたりの認知件数は、17.3件で、全国平均26.2件を下回っている。

- ・小学校：5,815件 [千人あたりの認知件数 20.1件 (全国36.8件)]
- ・中学校：3,148件 [千人あたりの認知件数 22.4件 (全国21.7件)]
- ・高等学校：379件 [千人あたりの認知件数 3.4件 (全国4.3件)]
- ・特別支援学校：73件 [千人あたりの認知件数 13.8件 (全国12.3件)]

○ いじめの解消状況

- ・「解消している」割合は84.1% (全国90.7%) で、全国よりやや下回っている。
(本年度より質問項目変更のため全国、本県とも割合が低下した)

○ いじめの発見のきっかけ

- ・「学級担任が発見」(19.6%)、「学級担任以外の教職員が発見」(8.8%)等、昨年度同様、教職員が発見する割合が全国より高く、いじめの認知に対する教職員の意識が高まっていると考える。

○ いじめの態様

- ・主ないじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」は5,127件で最も多く、全体の54.5%、前年度比1.43倍である。次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が20.1%、前年度比1.28倍である。
- ・「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる」については4.7%である。

○ いじめる児童生徒への特別な対応

- ・「保護者への報告」(81.3%)、「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」(67.7%)、「別室指導した」(19.2%)など、状況に応じてさまざまな対応がとられている。

○ いじめられた児童生徒への特別な対応

- ・「学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した」(61.6%)、「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した」(8.0%)、「別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した」(6.1%)、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った」(4.8%)など、状況に応じて様々な対応がとられている。

○ 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

- ・「いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり校内研修会を実施したりした」は、ほぼすべての学校で取り組まれている。また、「道徳や学級活動の時間に指導を行った」(92.6%)、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」(89.6%)をはじめ、未然防止等に向けた様々な取組を行っている。

○ いじめの日常的な実態把握

- ・学校が直接児童生徒に行った具体的な方法については、「アンケート調査の実施」(99.0%)が最も多く、次いで「個別面談の実施」(84.7%)であった。また、「『個人ノート』や『生活ノート』といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等」(60.0%)の取組も行っている。

○ 警察に相談・通報した件数

- ・警察に相談・通報した件数は53件であり、認知件数全体に占める割合は0.6%である。

○ 今後の対応

- ・本県のいじめ防止基本方針に基づき、さらに積極的な認知に努め、未然防止、早期発見・早期対応における組織的な対応の充実や教職員の対応能力の向上を図るとともに、家庭、地域、関係機関等と連携して取り組む。
 - ①道徳教育や体験教育等による豊かな心の育成、子ども自身がいじめの防止や解消に取り組む集団づくり
 - ②集団生活を通して、自他の理解を深め、豊かな人間性を育むとともに、児童生徒自身が傍観者ではなく、仲裁者として問題を解決していこうとする主体的な集団づくり
 - ③県・市町・関係機関による行動連携や、いじめ対応ネットワーク等による協力支援体制の充実
 - ④児童生徒一人一人の特性や状況に応じて、教育的愛情をもった関わり、相談窓口の充実、スクールカウンセラー等による専門的支援、「いじめ未然防止プログラム」の実施
 - ⑤「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修やカウンセリングマインド研修 等

○ いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

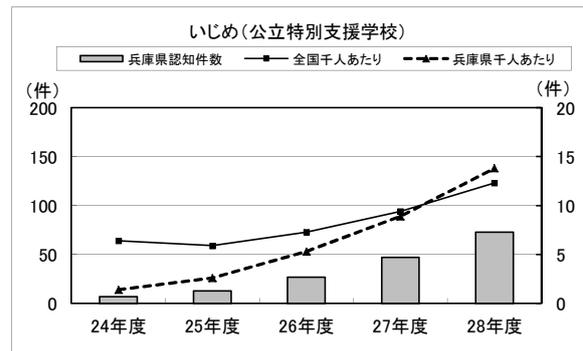
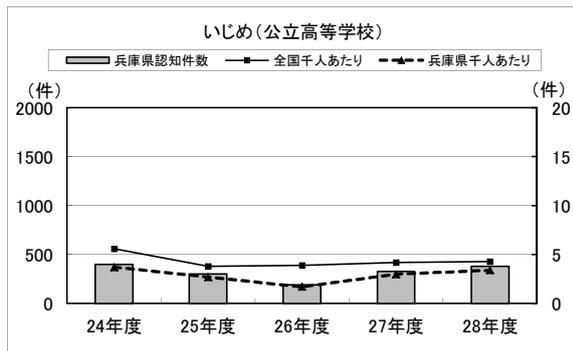
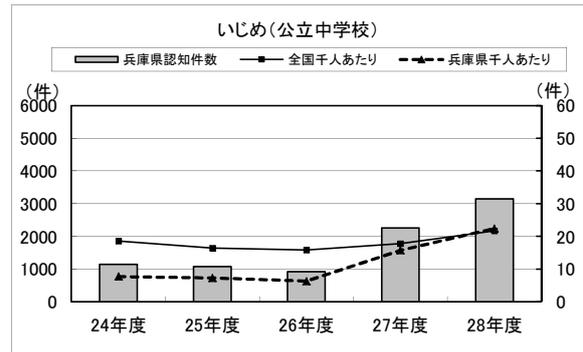
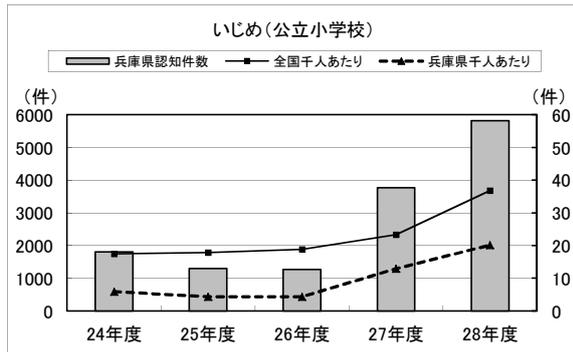
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分に限って解釈されることのないようにすること。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ④ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ⑤ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、当事者となった児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

1 いじめの認知件数

学校種	全国			兵庫県		
	認知件数	千人あたり(件)	前年度比	認知件数	千人あたり(件)	前年度比
小学校	234,333	36.8	1.56	5,815	20.1	1.54
中学校	68,291	21.7	1.20	3,148	22.4	1.39
高等学校	10,017	4.3	1.03	379	3.4	1.16
特別支援学校	1,614	12.3	1.30	73	13.8	1.55
計	314,255	26.2	1.44	9,415	17.3	1.47



区分		H24	H25	H26	H27	H28
公立 小学校	兵庫県認知件数	1,800	1,293	1,267	3,768	5,815
	兵庫県千人あたり	5.9	4.3	4.3	12.9	20.1
	全国千人あたり	17.5	17.9	18.8	23.3	36.8
公立 中学校	兵庫県認知件数	1,144	1,076	917	2,258	3,148
	兵庫県千人あたり	7.7	7.3	6.3	15.7	22.4
	全国千人あたり	18.6	16.4	15.8	17.8	21.7
公立 高等学校	兵庫県認知件数	400	301	190	328	379
	兵庫県千人あたり	3.7	2.7	1.7	3.0	3.4
	全国千人あたり	5.6	3.8	3.9	4.1	4.3
公立 特別支援 学校	兵庫県認知件数	7	13	27	47	73
	兵庫県千人あたり	1.4	2.6	5.3	8.9	13.8
	全国千人あたり	6.4	5.9	7.3	9.4	12.3
計	兵庫県認知件数	3,351	2,683	2,401	6,401	9,415
	兵庫県千人あたり	5.9	4.8	4.3	11.7	17.3
	全国千人あたり	15.4	14.7	15.0	18.0	26.2

2 いじめの解消状況

区 分	解消しているもの		解消に向けて取組み中		その他		計 件数	H27 解消しているもの		H27計 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		件数	構成比	
小学校	4,690	80.7%	1,125	19.3%	0	0.0%	5,815	3,287	87.2%	3,768
中学校	2,803	89.0%	342	10.9%	3	0.1%	3,148	1,930	85.5%	2,258
高等学校	354	93.4%	25	6.6%	0	0.0%	379	278	84.8%	328
特別支援学校	71	97.3%	2	2.7%	0	0.0%	73	35	74.5%	47
計	7,918	84.1%	1,494	15.9%	3	0.0%	9,415	5,530	86.4%	6,401

H29から「一定の解消はしたが、継続支援中」の項目は削除

3 いじめの発見のきっかけ

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H27計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①学級担任が発見	1,145	19.7%	659	20.9%	39	10.3%	5	6.8%	1,848	19.6%	1,177	18.4%
②学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	313	5.4%	496	15.8%	17	4.5%	6	8.2%	832	8.8%	616	9.6%
③養護教諭が発見	87	1.5%	72	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	159	1.7%	49	0.8%
④スクールカウンセラー等の相談員が発見	12	0.2%	15	0.5%	1	0.3%	0	0.0%	28	0.3%	0	0.0%
⑤アンケート調査など学校の取組により発見	1,499	25.8%	373	11.8%	200	52.8%	37	50.7%	2,109	22.4%	1,261	19.7%
⑥本人からの訴え	832	14.3%	539	17.1%	62	16.4%	14	19.2%	1,447	15.4%	1,296	20.2%
⑦当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	1,314	22.6%	675	21.4%	16	4.2%	2	2.7%	2,007	21.3%	1,347	21.0%
⑧児童生徒（本人を除く）からの情報	322	5.5%	202	6.4%	35	9.2%	7	9.6%	566	6.0%	381	6.0%
⑨保護者（本人の保護者を除く）からの情報	246	4.2%	90	2.9%	7	1.8%	2	2.7%	345	3.7%	207	3.2%
⑩地域の住民からの情報	21	0.4%	11	0.3%	1	0.3%	0	0.0%	33	0.4%	30	0.5%
⑪学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	16	0.3%	12	0.4%	1	0.3%	0	0.0%	29	0.3%	31	0.5%
⑫その他（匿名による投書など）	8	0.1%	4	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	12	0.1%	6	0.1%

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

4 いじめの態様 ※複数回答

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H27計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,058	52.6%	1,798	57.1%	236	62.3%	35	47.9%	5,127	54.5%	3,589	56.1%
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	618	10.6%	330	10.5%	66	17.4%	5	6.8%	1,019	10.8%	767	12.0%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,263	21.7%	577	18.3%	41	10.8%	16	21.9%	1,897	20.1%	1,479	23.1%
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	782	13.4%	240	7.6%	25	6.6%	3	4.1%	1,050	11.2%	1,046	16.3%
⑤金品をたかられる。	78	1.3%	34	1.1%	10	2.6%	2	2.7%	124	1.3%	112	1.7%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	394	6.8%	175	5.6%	15	4.0%	11	15.1%	595	6.3%	384	6.0%
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	561	9.6%	273	8.7%	29	7.7%	4	5.5%	867	9.2%	712	11.1%
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	105	1.8%	259	8.2%	71	18.7%	7	9.6%	442	4.7%	357	5.6%
⑨その他	187	3.2%	88	2.8%	16	4.2%	3	4.1%	294	3.1%	170	2.7%

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

5 いじめる児童生徒への特別な対応 ※複数回答

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H27計		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	113	1.9%	79	2.5%	19	5.0%	2	2.7%	213	2.3%	157	2.5%	
②校長、教頭が指導した。	345	5.9%	73	2.3%	65	17.2%	17	23.3%	500	5.3%	398	6.2%	
③別室指導した。	1,044	18.0%	683	21.7%	53	14.0%	32	43.8%	1,812	19.2%	1,409	22.0%	
④学級替えをした。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	⑥その他	0	0.0%	1	0.0%	7	1.8%	0	0.0%	8	0.1%	2	0.0%
⑦停学	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	
⑧出席停止	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	
⑨自宅学習・自宅謹慎	—	—	—	—	54	14.2%	9	12.3%	63	0.7%	62	1.0%	
⑩訓告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
⑪保護者への報告	4,574	78.7%	2,916	92.6%	123	32.5%	41	56.2%	7,654	81.3%	4,949	77.3%	
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	3,854	66.3%	2,373	75.4%	105	27.7%	42	57.5%	6,374	67.7%	4,516	70.6%	
⑬児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応 (サポートチームなども含む)	刑事司法機関	12	0.2%	50	1.6%	14	3.7%	2	2.7%	78	0.8%	67	1.0%
	福祉機関	12	0.2%	24	0.8%	0	0.0%	1	1.4%	37	0.4%	27	0.4%
	医療機関	8	0.1%	11	0.3%	2	0.5%	0	0.0%	21	0.2%	10	0.2%
	その他専門機関	29	0.5%	15	0.5%	3	0.8%	0	0.0%	47	0.5%	128	2.0%
	地域人材、団体	6	0.1%	7	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	13	0.1%	7	0.1%

6 いじめられた児童生徒への特別な対応 ※複数回答

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H27計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	219	3.8%	160	5.1%	67	17.7%	3	4.1%	449	4.8%	314	4.9%
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	258	4.4%	271	8.6%	30	7.9%	19	26.0%	578	6.1%	335	5.2%
③緊急避難として欠席させた。	14	0.2%	56	1.8%	5	1.3%	0	0.0%	75	0.8%	36	0.6%
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	3,248	55.9%	2,477	78.7%	65	17.2%	8	11.0%	5,798	61.6%	3,894	60.8%
⑤学級替えをした。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	370	6.4%	376	11.9%	5	1.3%	0	0.0%	751	8.0%	365	5.7%
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む)	49	0.8%	25	0.8%	6	1.6%	0	0.0%	80	0.8%	190	3.0%

7 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 ※複数回答

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H27計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	758	100.0%	345	100.0%	168	100.0%	44	97.8%	1,315	99.9%	1,328	100.0%
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	663	87.5%	297	86.1%	165	98.2%	25	55.6%	1,150	87.4%		
②道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	742	97.9%	338	98.0%	116	69.0%	22	48.9%	1,218	92.6%	1,286	96.8%
③児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	542	71.5%	277	80.3%	80	47.6%	25	55.6%	924	70.2%	951	71.6%
④スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	638	84.2%	320	92.8%	157	93.5%	19	42.2%	1,134	86.2%	1,191	89.7%
⑤教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	567	74.8%	275	79.7%	123	73.2%	18	40.0%	983	74.7%	844	63.6%
⑥学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	659	86.9%	292	84.6%	167	99.4%	41	91.1%	1,159	88.1%	1,235	93.0%
⑦PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	412	54.4%	197	57.1%	61	36.3%	5	11.1%	675	51.3%	628	47.3%
⑧いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	168	22.2%	142	41.2%	68	40.5%	5	11.1%	383	29.1%	501	37.7%
⑨インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	624	82.3%	304	88.1%	162	96.4%	27	60.0%	1,117	84.9%	1,125	84.7%
⑩学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	680	89.7%	297	86.1%	167	99.4%	35	77.8%	1,179	89.6%	1,255	94.5%
⑪学校いじめ防止基本方針に定められているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	674	88.9%	306	88.7%	165	98.2%	27	60.0%	1,172	89.1%	1,164	87.7%

(注1) いじめを認知していない学校も含まれる。

(注3) 項目①はH29年度より分割された。

(注2) 構成比は、各区分における学校総数に対する割合

8 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に行った具体的な方法 ※複数回答

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H27計		
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	
(1) アンケート調査の実施	758	100.0%	345	100.0%	168	100.0%	32	71.1%	1,303	99.0%	1,323	99.6%	
①実施頻度	年1回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	11.1%	5	0.4%	3	0.2%
	年2～3回	639	84.3%	242	70.1%	152	90.5%	27	60.0%	1,060	80.5%	1,103	83.1%
	年4回以上	119	15.7%	103	29.9%	16	9.5%	0	0.0%	238	18.1%	217	16.3%
②調査方法	記名式	574	75.7%	269	78.0%	119	70.8%	22	48.9%	984	74.8%	957	72.1%
	無記名式	184	24.3%	94	27.2%	37	22.0%	7	15.6%	322	24.5%	355	26.7%
	記名・無記名の選択式	34	4.5%	24	7.0%	32	19.0%	4	8.9%	94	7.1%	109	8.2%
③回答方法	選択式 (学校で記入)	632	83.4%	264	76.5%	93	55.4%	23	51.1%	1,012	76.9%	1,015	76.4%
	選択式 (持ち帰って記入)	52	6.9%	45	13.0%	68	40.5%	7	15.6%	172	13.1%	173	13.0%
	記述式 (学校で記入)	379	50.0%	190	55.1%	70	41.7%	12	26.7%	651	49.5%	668	50.3%
	記述式 (持ち帰って記入)	25	3.3%	33	9.6%	63	37.5%	3	6.7%	124	9.4%	102	7.7%
(2) 個別面談の実施	585	77.2%	334	96.8%	162	96.4%	33	73.3%	1,114	84.7%	1,085	81.7%	
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	420	55.4%	326	94.5%	23	13.7%	21	46.7%	790	60.0%	810	61.0%	
(4) 家庭訪問	604	79.7%	318	92.2%	34	20.2%	26	57.8%	982	74.6%	894	67.3%	
(5) その他	37	4.9%	27	7.8%	6	3.6%	6	13.3%	76	5.8%	46	3.5%	

(注1) いじめを認知していない学校も含まれる。

(注2) 構成比は、各区分における学校総数に対する割合

9 警察に相談・通報した件数

学校種	全国			兵庫県		
	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数
小学校	194	0.1%	234,333	18	0.3%	5,815
中学校	448	0.7%	68,291	21	0.7%	3,148
高等学校	133	1.3%	10,017	12	3.2%	379
特別支援学校	20	1.2%	1,614	2	2.7%	73
計	795	0.3%	314,255	53	0.6%	9,415

10 「重大事態」の発生件数

	全国	兵庫県
小学校	119	1
中学校	186	8
高等学校	92	0
特別支援学校	3	0
計	400	9

※全国は国公立、兵庫県は公立

11 「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体(市町村)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
策定済	1,467	84.2%	38	92.7%

(検討中は3自治体)

12 「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体(市町村)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
設置済	1,250	71.7%	35	85.4%

(検討中は6自治体)

13 条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体(市町村)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
教育委員会の附属機関	954	54.7%	20	48.8%
地方公共団体の長の附属機関	753	43.2%	19	46.3%

(検討中は教育委員会の附属機関15自治体、地方公共団体の長の附属機関14自治体)

Ⅲ 長期欠席(不登校等)について

○ 本県の長期欠席の状況

長期欠席者数は、小学校で3,068人(前年度2,899人)、中学校で6,594人(前年度6,306人)、高等学校で1,937人(前年度1,853人)である。このうち、不登校児童生徒数は、小学校で1,111人(前年度936人)、中学校で4,420人(前年度4,065人)、高等学校で832人(前年度708人)である。

○ 本県の不登校児童生徒数

本県の小中高等学校の不登校児童生徒数は、6,363人で、全児童生徒に占める割合は1.18%であり、全国平均1.41%を下回っている。

・小学校：1,111人[全児童に占める割合0.38%(全国0.47%)]

・中学校：4,420人[全生徒に占める割合3.15%(全国3.14%)]

・高等学校：832人[全生徒に占める割合0.77%(全国1.64%)]

○ 不登校の要因(公立のみ)

・小学校では、「本人に係る要因」で見ると、「『不安』の傾向がある(33.4%)」が最も多く、「『無気力』の傾向がある(31.8%)」と続いている。いずれも、「家庭に係る状況」が要因となり登校できない児童が多い。

・中学校では、「本人に係る要因」で見ると、「『無気力』の傾向がある(33.1%)」が最も多く、「『不安』の傾向がある(28.3%)」が続き、いずれも、「学業の不振」や「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を理由とする生徒が多いが、「家庭に係る状況」も大きな要因となっている。次に、「『学校における人間関係』に課題を抱えている(18.5%)」が続き、そのうち「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が主たる要因となり登校できない生徒が多い。

・高等学校では、「本人に係る要因」で見ると、「『無気力』の傾向がある(41.3%)」が最も多く、そのうち「学業の不振」を理由として登校できない生徒が多い。

○ 今後の対応

・学ぶ喜びを実感できる授業づくりや共に助け合う集団づくり、児童生徒への教育的愛情をもった関わり等、不登校の未然防止のための取組とともに、家庭への働きかけや支援等を一層充実させる。

・スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラー等と連携して、児童生徒の悩みを積極的に受け止める校内相談体制の充実を図る。

・トライやる・ウィーク等の体験活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育み、社会的自立に向けた支援を行う。

・但馬やまびこの郷や各市町教育委員会が設置する適応教室と連携した再登校支援の充実を図る。

・不登校担当教員等の生徒指導関係教員への研修や年次指導研修を通して、生徒指導体制の充実を図る。

1 長期欠席の状況

学校種	年度	在籍児童生徒数	病気	経済的理由	不登校	その他	うち、「不登校」の要因を含んでいる者	計
小学校	H27	292,159	813	0	936	1,150	149	2,899
	H28	289,253	747	0	1,111	1,210	130	3,068
中学校	H27	143,657	958	0	4,065	1,283	544	6,306
	H28	140,376	986	0	4,420	1,188	492	6,594
高等学校	H27	108,766	337	67	708	741	75	1,853
	H28	108,583	367	63	832	675	101	1,937
合計	H27	544,582	2,108	67	5,709	3,174	768	11,058
	H28	538,212	2,100	63	6,363	3,073	723	11,599

※ 在籍児童生徒数は、各年度とも5月1日現在の学校基本調査による。

※ 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。

①「病気」とは、本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。

②「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。

③「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともでない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)をいう。

④「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

*「その他」の具体例

ア 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者

イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者

ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者

エ 欠席理由が二つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」)、主たる理由が特定できない者

※ 「その他」のうち、『不登校』の要因を含んでいる者とは、上記④に該当し、複合する欠席理由の1つが「不登校」である者を計上。

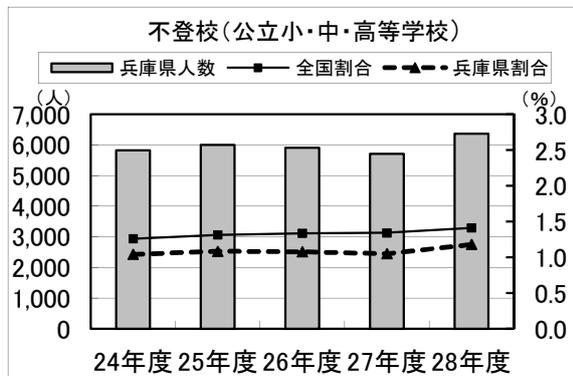
○ 不登校の定義

不登校とは、年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいう。

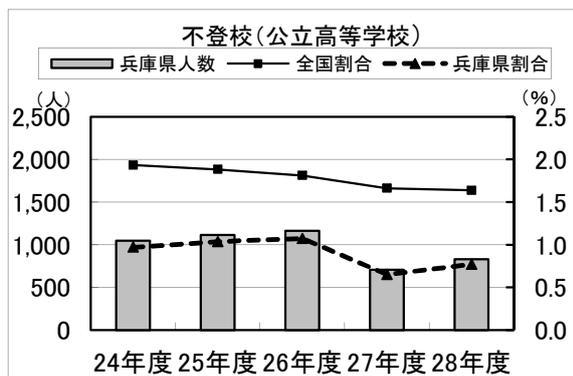
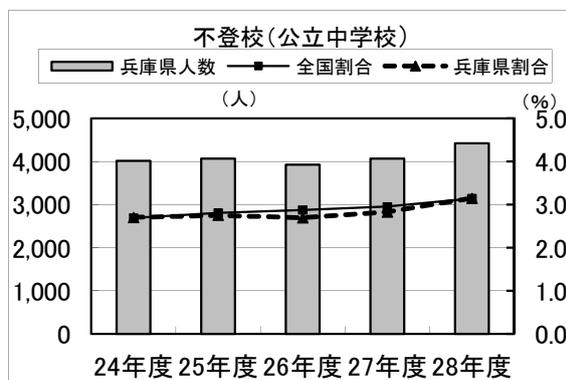
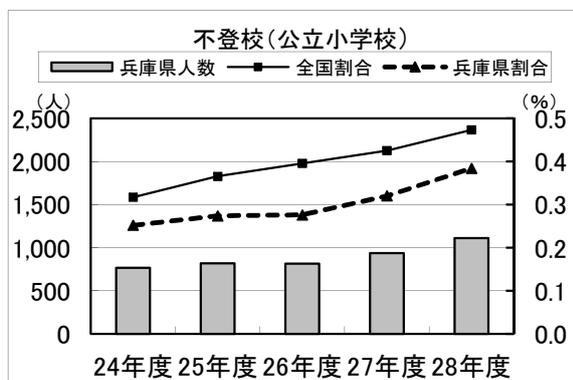
2 不登校児童生徒数の推移

※小学校に義務教育学校(前期課程)を含む

※中学校に中等教育学校(前期課程)及び義務教育学校(後期課程)を



学校種	全国			兵庫県		
	人数	割合	前年度比	人数	割合	前年度比
小学校	30,175	0.47%	1.10	1,111	0.38%	1.19
中学校	98,956	3.14%	1.05	4,420	3.15%	1.09
高等学校	37,063	1.64%	0.98	832	0.77%	1.18
計	166,194	1.41%	1.04	6,363	1.18%	1.11



区分	H24	H25	H26	H27	H28	
小学校	兵庫県人数	766	820	815	936	1,111
	兵庫県割合	0.25	0.27	0.28	0.32	0.38
	全国割合	0.32	0.37	0.40	0.43	0.47
中学校	兵庫県人数	4,017	4,070	3,929	4,065	4,420
	兵庫県割合	2.70	2.75	2.69	2.83	3.15
	全国割合	2.69	2.81	2.88	2.95	3.14
高等学校	兵庫県人数	1,047	1,115	1,164	708	832
	兵庫県割合	0.97	1.04	1.07	0.65	0.77
	全国割合	1.93	1.88	1.81	1.66	1.64

3 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒

(単位：人)

区分	小学校	割合(%)	中学校	割合(%)	高等学校	割合(%)	計	割合(%)	H27計	割合(%)
不登校児童生徒数	1,111		4,420		832		6,363		5,709	
前年度から不登校の状態(欠席日数が30日以上)が継続している児童生徒	517	46.5%	2,406	54.4%	298	35.8%	3,221	50.6%	2,960	51.8%

4 不登校の要因

①小学校

学校、家庭に係る要因 (区分)	本人に係る要因 (分類)	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進入学、転編入学、進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。		143	12.9%	1	84	20	17	2	0	3	7	43	8
「あそび・非行」の傾向がある。		10	0.9%	0	1	0	3	0	0	2	0	7	1
「無気力」の傾向がある。		353	31.8%	0	30	4	97	1	0	10	7	228	55
「不安」の傾向がある。		371	33.4%	0	67	7	55	10	0	8	26	194	70
「その他」		234	21.1%	0	11	3	13	2	0	1	3	159	64
計		1,111	100.0%	1	193	34	185	15	0	24	43	631	198

②中学校

学校、家庭に係る要因 (区分)	本人に係る要因 (分類)	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進入学、転編入学、進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。		816	18.5%	5	523	42	99	17	47	22	43	100	49
「あそび・非行」の傾向がある。		329	7.4%	0	28	12	91	12	4	108	8	126	22
「無気力」の傾向がある。		1,465	33.1%	0	147	14	490	87	52	54	102	524	202
「不安」の傾向がある。		1,253	28.3%	0	352	25	284	100	51	32	149	292	156
「その他」		557	12.6%	1	47	9	70	6	8	15	29	253	187
計		4,420	100.0%	6	1,097	102	1,034	222	162	231	331	1,295	616

③高等学校

学校、家庭に係る要因 (区分)	本人に係る要因 (分類)	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進入学、転編入学、進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。		80	9.6%	0	53	4	2	5	2	5	2	3	10
「あそび・非行」の傾向がある。		103	12.4%	0	9	0	17	13	3	18	7	16	13
「無気力」の傾向がある。		344	41.3%	0	19	0	110	35	2	3	30	20	106
「不安」の傾向がある。		152	18.3%	0	11	0	17	37	1	2	17	14	29
「その他」		153	18.4%	0	12	2	14	34	4	0	6	22	49
計		832	100.0%	0	104	6	160	124	12	28	62	75	207

④合計

学校、家庭に係る要因 (区分)	本人に係る要因 (分類)	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進入学、転編入学、進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。		1,039	16.3%	6	660	66	118	24	49	30	52	146	67
「あそび・非行」の傾向がある。		442	6.9%	0	38	12	111	25	7	128	15	149	36
「無気力」の傾向がある。		2,162	34.0%	0	196	18	697	123	54	67	139	772	363
「不安」の傾向がある。		1,776	27.9%	0	430	32	356	147	52	42	192	500	255
「その他」		944	14.8%	1	70	14	97	42	12	16	38	434	300
計		6,363	100.0%	7	1,394	142	1,379	361	174	283	436	2,001	1,021

(注1) 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。二つ以上の要因があり、いずれが主であるかを決め難い場合は、分類欄のより上段のものから選択。「その他」とは、本人や保護者と話をしても他の分類のような傾向が見えず、理由がはっきりしないものが該当する。

(注2) 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、回答していない。

(注3) 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等が該当する。

IV 県立高等学校における中途退学者等の状況について

○ 中途退学者数

兵庫県立高等学校中途退学者数 1,170人 (前年度 1,221人) ※平成25年度から、通信制の中途退学者を含む。
 [中退率 県立 1.22% (前年度1.27%)]

全国公立高等学校中途退学者数 29,963人 (前年度 31,083人)
 [中退率 全国公立 1.3% (前年度1.3%)]

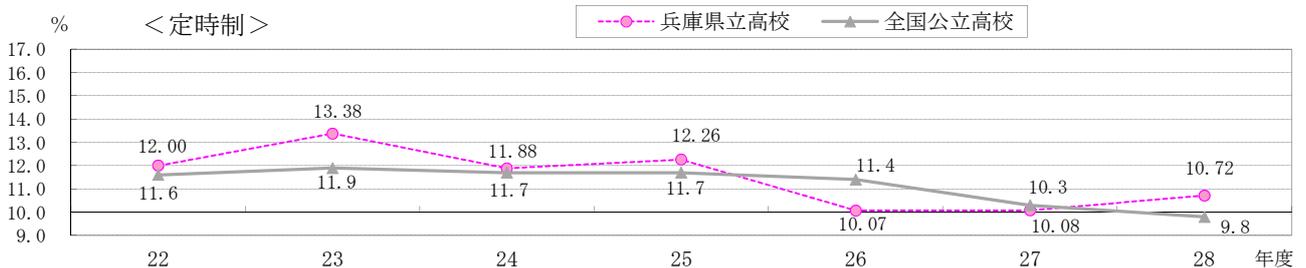
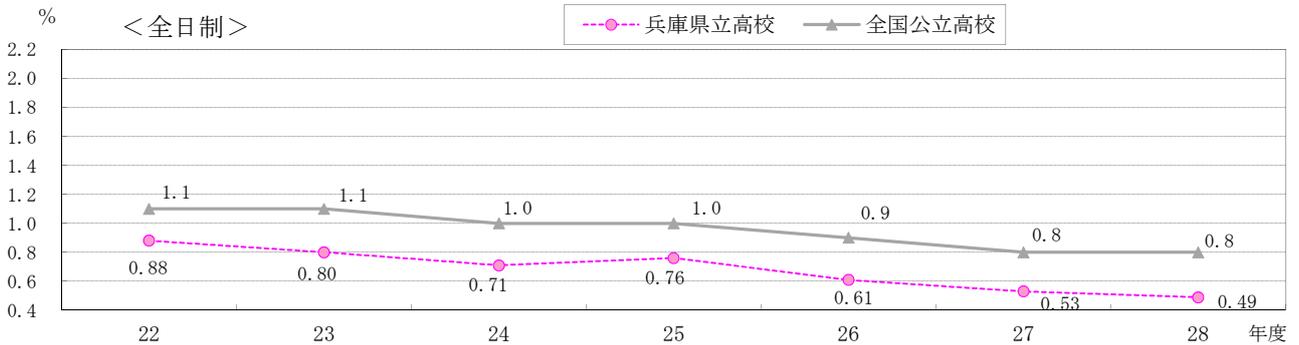
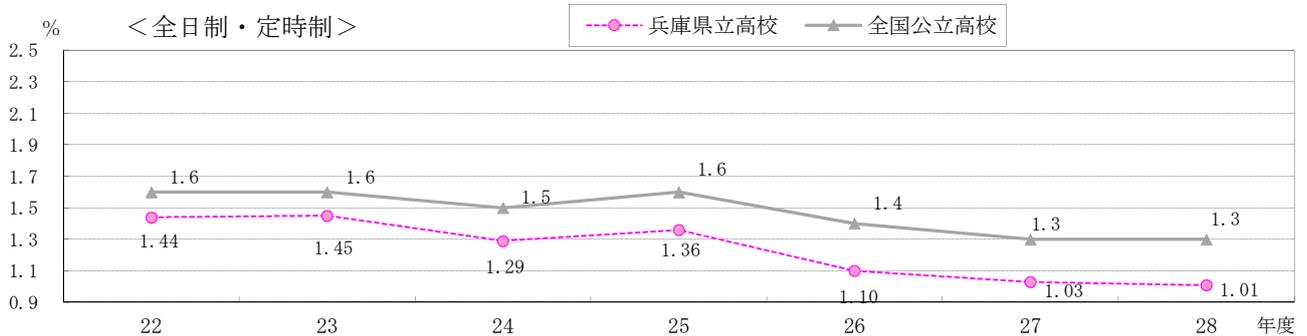
〔全国高等学校中途退学者数 47,623人 (前年度 49,263人)
 [中退率 全国 1.4% (前年度1.4%)]〕

- ・県立高等学校における中途退学者数(中退者数)は、1,170人。前年度に比べると51人の減少であった。
- ・課程別中退者数は、全日制435人、定時制511人、通信制224人であった。全日制・通信制は前年度に比べると減少した。
- ・課程別の中退率は、全日制0.49%(H27 0.53%)、定時制10.72%(10.08%)、通信制10.78%(11.42%)であった。

○ 中途退学の事由

- ・全日制・定時制においては、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」、「学業不振」が全体の83.6%を占めている。

1 中退率及び中退者数の年度別推移



(中退者数)

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
全日制課程	1,165	1,111	913	758	771	696	627	667	540	471	435
定時制課程	697	702	639	560	550	638	569	598	486	497	511
通信制課程								311	295	253	224
合計	1,862	1,813	1,552	1,318	1,321	1,334	1,196	1,576	1,321	1,221	1,170

2 中途退学の実態

(1) 平成28年度に中途退学した生徒数等

(中退率は%。以下同じ。)

	平成28年度				平成27年度			
	学校数	在籍者数	中退者数	中退率	学校数	在籍者数	中退者数	中退率
合計	148校	95,609	1,170	1.22	148校	96,261	1,221	1.27
全日制課程	127校	88,765	435	0.49	127校	89,117	471	0.53
定時制課程	19校	4,766	511	10.72	19校	4,929	447	10.08
通信制課程	2校	2,078	224	10.78	2校	2,215	253	11.42

※在籍者数は4月1日現在

(2) 本県の中退の主な事由 <全日制・定時制のみ>

順位	1		2		3	
事由	学校生活・学業不適応	39.2 (32.9)	進路変更	36.8 (44.6)	学業不振	7.6 (7.5)

「学校生活・学業不適応」の内訳

内訳	割合
もともと高校生活に熱意がない	18.4 (14.2)
学校の雰囲気合わない	7.4 (5.4)
人間関係がうまく保てない	5.2 (5.2)
授業に興味がない	4.8 (3.7)
その他	3.5 (4.4)
計	39.2 (32.9)

「進路変更」の内訳

内訳	割合
就職を希望	16.8 (22.0)
別の高校への入学を希望	5.2 (9.2)
高卒認定試験を希望	2.3 (3.7)
専修学校等への入学を希望	1.7 (1.2)
その他	10.8 (8.5)
計	36.8 (44.6)

※数値は中退者全体に対する割合(%)。数値は四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

※ () 内は平成27年度データである。

(3) 中退者数及び中退率の学年別・課程別比較

課程	学年	兵庫県立		全国公立	
		中退者数	中退率	中退率	中退率
全日制	第1学年	191; (190)	0.8; (0.8)	1.2; (1.2)	1.2; (1.2)
	第2学年	136; (148)	0.6; (0.6)	0.8; (0.8)	0.8; (0.8)
	第3学年	41; (47)	0.2; (0.2)	0.3; (0.3)	0.3; (0.3)
	単位制	67; (86)	0.4; (0.5)	0.9; (0.9)	0.9; (0.9)
定時制	第1学年	152; (151)	23.5; (19.1)	18.7; (19.9)	18.7; (19.9)
	第2学年	56; (41)	9.1; (7.7)	10.1; (10.2)	10.1; (10.2)
	第3学年	25; (16)	5.2; (3.0)	5.4; (5.9)	5.4; (5.9)
	第4学年	8; (6)	3.5; (2.4)	2.9; (2.3)	2.9; (2.3)
通信制	単位制	224; (253)	10.8; (11.4)	6.2; (6.3)	6.2; (6.3)

※ () 内は平成27年度データである。

(4) 全日制における中退者数及び中退率の学科別比較

課程	学科	兵庫県立		全国公立	
		中退者数	中退率	中退率	中退率
全日制	普通科	278 (278)	0.4 (0.4)	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)
	専門学科	114 (140)	0.7 (0.9)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)
	総合学科	43 (53)	0.5 (0.6)	1.2 (1.1)	1.2 (1.1)

※ () 内は平成27年度データである。